

# にいがた民商

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区滝野3丁目10-14  
電話 (243) 0141

24年2月19日

## 税務調査の経験交流で納税者の権利を確認

### 「南浜支部・太郎代班会」

南浜支部・太郎代班では8日、確定申告

相談班会が行われ5名が参加しました。

始めに春の運動DVDの視聴と6種類の署名への記入を行いました。

全員が所得を算出しており、収支内訳書や税額の計算まで下書きを終えている方も。全員が書類を書き終えた後に、税務調査が増えている事と北区で無予告調査が行われた事について話すと、過去に税務調査を受けた時の経験談などが語られました。全員が不安を感じる中で納税者の権利について説明。「これは覚えておかないと、税務署から電話があると焦つてしまいそう」と、その重要性を確認しました。最後にインボイス、電子帳簿保存法についても簡単に説明し、解散しました。

## 納税者の権利を守り、自主申告を貫こう! 「しもまち支部申告相談会」

しもまち支部での申告相談会は、北部「ミニセンで4回行われます。各回5名程度の参加になるよう割り振っています。支部役員は毎回参加。受付・情勢報告・保険料計算などで奮闘しています。

副会長のベラミさんから「4月から税務相談停止命令制度が施行されるが、納税者同士で一般的な知識を学び合うような取り組みを対象にするものではない事」「インボイスで1ヶ月分の所得が消え、実務負担も増える事」が説明されました。しもまちでも一部、液状化の被害があるようですが、地震による雑損控除が前倒しで適用されそうです。

申告書作成で参加者は、生命保険・医療費控除、減価償却、住宅ローン控除に苦慮していました。

盛りだくさんの署名にもみんなで記入。チラシを渡して会外への申告相談会の案内もお願いしています。



## インボイス廃止・消費税減税・裏金疑惑解明などの声を3・13集会で届けよう

### 日程

第1回理事会

3月 4日 (月)

国際女性デー

3月 8日 (金)

重税反対全国統一行動

3月 13日 (水)

今年の重税反対全国統一行動新潟県中央集会は3月13日(水)午前9時より新潟県民会館にて開催されます。

今年の確定申告はインボイス制度が強行実施されて初めての申告となります。申告相談会では初めて消費税を申告する人たちから「こんな税負担を毎年しなければいけないのか」などの怒りの声や、「2割特例が無くなったらとても払つていけない」などの不安の声が出されています。弱い中小業者への増税であるインボイスは直ちに廃止し、景気対策として有効です。



しかし政府は消費税減税に背を向けるばかりか、軍備拡大での増税を狙う始末です。自分たちは裏金作りに精を出しながら、国民・中小業者に増税するなど言語道断です。

こうした情勢の中で開かれる3・13集会は非常に重要な意味を持つ集会となります。全会員が集会に参加し、インボイス廃止・消費税減税を訴えましょう。

昨年までの申告書提出は收受箱に投函し、後ほど控を返還という形でした。しかし「ロナも第5類となり、今年からは従来通りにその場で收受印を押捺してもらうこととなります。受付票は無ないので、必ず申告書の控を持参して下さい。

### 新潟民商宣伝カー運転手募集中

確定申告期間に民商の宣伝カーを運転してくれる方を探しています。心ばかりの活動費も準備。希望者は新潟民商事務所まで連絡をお願いします。

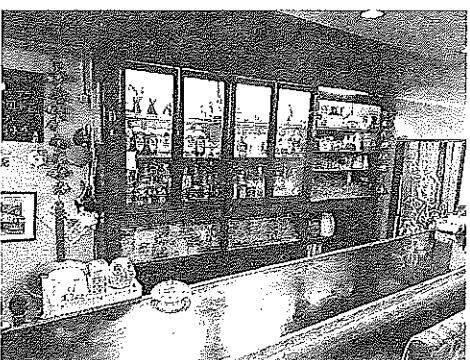
TEL (243) 0141まで

## シリーズ・商売頑張る・33

### 「アツトホーしで落ち着ける店」

すなづく楓・韓國紅さん(松浜支部)  
(ひづかわ)

東区でスナックを経営しています。メニューの「手作り餃子」はとても人気があり、みんな喜んで食べてくれます。お客様からは「アツトホームな感じで落ち着く」「安心感がある」とよく言われます。



開業のきっかけは2018年に今この店でバイトをしていた時に、当時の経営者から店を引き継がないかと言われたことでした。当時の経営者は確定申告を税理士に依頼していましたが、税理士が高齢となり依頼できなくなりました。困っていた所に松浜支部の本名さんから民商を紹介され入会しました。支部の記帳会で弥生会計を学び自分で確定申告をしていました。会計ソフト以外にもパソコンを使えるようになります。会員として支部のワード・エクセルの学習会にも参加しています。今はチラシの作成をお客さんに頼んでいるので自分で作れるようになりたいと思っています。

#### 【すなづく楓】

所在地 新潟市東区上木戸1-3-32  
営業時間 19時~24時  
定休日 日曜・祝日  
TEL 080-4107-5777

## 新シリーズ・商売頑張る 掲載希望者を随時募集中です

毎週発行の「赤枠ニュース」にあなたのことを探載しませんか。商売のことを中心にお店のPRや民商の会員になったきっかけなど掲載します。投稿希望の場合は記事の他に写真もあわせて送付いただくようお願いします。

#### 送り先は

メールアドレス [minsyo@gamma.ocn.ne.jp](mailto:minsyo@gamma.ocn.ne.jp)

※投稿する前に事務局ニュース担当まで連絡お願いします。パソコンが使えない場合は事務局が取材に伺います。

大形支部

日々の記帳で確定申告も安心  
支部記帳会に111名が参加

大形支部で毎月開催している記帳会。確定申告の時期となり、2月6日の記帳会には111名が参加。みんなで大騒ぎしながら

決算書を作り上げています。

会場へ最初に到着したSさん。

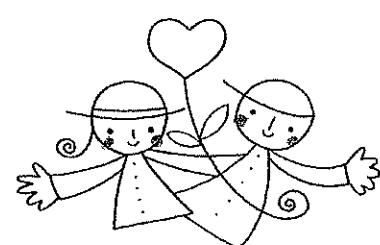
「最近は日程が合わず、参加が少なくなっていました。決算をまとめる資料が足りなかつたものの準備は完了。「今後はなるべく日程を合わせて参加したい」と反省の弁を述べていました。また記帳会に参加して初めての申告を迎えるSさんは、すでに下書きも終えて次の記帳への準備をすすめています。

大形支部の記帳会の魅力は「雑談」。常に話に花が咲いていますが、今回の記帳会は少し大人し目。そのためか参加したほとんどの会員が青色決算書や収支内訳書を完成させて安堵の表情を浮かべていました。また完成させた決算書を持って支部の申告相談会に参加します。

## 憲法と女性差別撤廃条約にもどり平穏化を求めて

婦人部では、次の4署名に取り組んでいます。

- ①女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を
- ②選択的夫婦別姓の導入など民法、戸籍法の改正を
- ③日本軍「従軍慰安婦」問題の解決を
- ④所得税法第56条の廃止を



今年の10月には、日本の女性差別撤廃条約の実施状況の第9次報告が国連の女性差別撤廃委員会で審議されます。審議の前に4つの請願項目の実現を目指しています。  
所得税法第56条廃止に関しては、事業主の配偶者や家族への給与は必要経費と認めず、家族従業者の働き方は事業主の所得に合算され、配偶者86万円・その他家族は50万円の控除がされるだけです。世界の流れから見ても給与として認められるべきです。  
これから班会や小集会などで呼びかけますので、みなさん協力をお願いします。